

はじめに

時事通信社から、『最新教育データブック』（当時の書名は『教育データランド』）が初めて刊行されたのは1993年でした。それ以降、掲載項目の見直しやデータの更新などを重ね、[第12版]が出版されたのは2008年のことです。その後、約10年のブランクを経て、大幅改訂版『最新教育データブック～119のデータで読み解く教育』として公刊したのは、今からおおよそ5年前の2019年4月でした。



私たちは、この5年の間に、日本の学校教育にとって戦後最大の試練ともいえるべき新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を経験しました。2020年2月末に当時の安倍首相が全国すべての学校について臨時休業するよう要請したことを契機に、国内のほとんどの学校が5月末頃まで休校となったのです。圧倒的多数の学校においてオンラインによる双方向型の授業のために必要な環境が整っていなかったことを受け、児童生徒への1人1台の端末の支給と各学校における高速ネットワークの整備を主眼としたGIGAスクール構想に基づく施策が、急速に進展したことを鮮明に記憶されている方も多いことと思います。

そして、2021年1月には、中央教育審議会が『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』を取りまとめ、「新学習指導要領の全面实施」「学校における働き方改革」「GIGAスクール構想」の進展を前提としながら、2020年代を通じて実現を目指すべき学校教育の在り方を「令和の日本型学校教育」として提示しました。さらに2023年6月には、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げた「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。今後の教育の方向性を検討する上で不可欠な羅針盤が連続して示されたともいえるでしょう。



そこで今回は、「令和の日本型学校教育」と「第4期教育振興基本計画」を特集テーマに掲げ、「LGBTQの子供・若者」「ヤングケアラー」「教員採用選考試験の早期化・複数回化」などの新規項目も設けながら、改訂新版『最新教育データブック～121のデータで読み解く教育』として公刊することといたしました。本書の執筆に当たったのは、筑波大学大学院博士後期課程で教育学を研究する院生たちを中核とするメンバーです。フレッシュな視点から、それぞれの事象・事柄を理解する上での基盤となるデータや情報を選び出して見やすく整理し、適切かつ平易な解説を付して本書は完成いたしました。各方面からの忌憚のないご意見やご批判とともに、温かなご助言を賜ることができましたら幸甚に存じます。

2024年3月 藤田 晃之

はじめに…………… i
 も く じ…………… ii

特 集 令和の日本型学校教育と第4期教育振興基本計画…………… 1

1 令和の日本型学校教育…………… 2 2 第4期教育振興基本計画…………… 10

I 初等中等教育…………… 19

1 幼稚園…………… 20	14 部活動と学校教育…………… 54
2 小学校…………… 22	15 読書活動と学校図書館…………… 56
3 中学校…………… 24	16 学校における体罰…………… 58
4 高等学校…………… 26	17 チームとしての学校…………… 60
5 小中一貫教育…………… 30	18 学校評議員制度…………… 62
6 中高一貫教育…………… 32	19 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)…………… 64
7 特別支援学校…………… 34	20 学校評価と情報提供…………… 66
8 都道府県別学校数・在学者数…………… 36	21 放課後子供教室・放課後児童クラブ ・学童保育…………… 68
9 高等学校卒業生(進路の内訳)…………… 38	22 障害のある子供の教育…………… 72
10 学校選択制…………… 40	23 教育委員会の今日的役割と機能…………… 74
11 食育と学校給食…………… 42	
12 ICTと学校教育…………… 46	
13 キャリア教育の推進…………… 52	

II 高等教育…………… 77

1 高等教育機関数…………… 78	9 大学教育改革…………… 94
2 高等教育の在学者数・入学者数…………… 80	10 大学公開講座…………… 98
3 進学率・入学志願率・残留率…………… 82	11 社会人受け入れ状況…………… 100
4 大学入学共通テスト…………… 84	12 大学教員の評価と学生の授業評価 …………… 102
5 高等学校卒業程度認定試験…………… 86	13 高等教育の卒業者数…………… 104
6 高等教育の専門分野別学生数…………… 88	14 高等教育の卒業者の就職状況…………… 106
7 高等教育の入学金・授業料・奨学金 …………… 90	15 インターンシップの推進…………… 108
8 高等教育の教育・研究条件…………… 92	16 専修学校と各種学校…………… 110

III 子供と生活

111

1 体格の変容	114	12 子供の心の健康	142
2 運動能力の変容	116	13 子供の生活習慣	146
3 暴力行為	118	14 子供とインターネット	148
4 いじめ	120	15 子供のボランティア活動	152
5 不登校	124	16 学校教育と学校への満足度	154
6 高等学校中途退学者	128	17 子供の貧困	156
7 少年非行	130	18 LGBTQの子供・若者	158
8 薬物乱用	132	19 ヤングケアラー	160
9 子供の事故	134	20 現代の家庭	162
10 子供の安全と防災教育	136	21 子育てとジェンダー	164
11 子供の健康状態	140		

IV 教師をめぐる状況

169

1 教員構成	170	10 教員の公募制・FA制度等の展開	192
2 教員の就職状況	172	11 教員の給与・待遇	194
3 免許制度と特例	174	12 管理職の登用	196
4 教員採用状況	176	13 教職員の配置と少人数学級編制	198
5 教員採用選考試験の実施内容	178	14 教員の心の健康・ 指導が不適切な教員	200
6 教員採用選考試験の早期化・ 複数回化	182	15 教員に関する処分	202
7 教員の研修	184	16 教員に関する訴訟事件	204
8 教員の勤務の状況	188	17 教職員団体の組織状況	206
9 教員の人事評価	190		

V 生涯学習と社会教育

209

1 生涯学習の意義と実態	210	5 民間カルチャーセンター	224
2 生涯学習振興計画	212	6 社会教育主事と社会教育職員	226
3 生涯学習推進体制	216	7 社会教育施設	228
4 生涯学習・社会教育事業	220	8 国民の余暇と学習活動	232

9	ボランティア活動	234
10	子供の体験活動の推進	236

11	地域における防犯教育・防犯活動	238
12	地域の教育力と活性化	240

VI 教育の国際化 243

1	外国人留学生数	244
2	出身地別外国人留学生数	248
3	国内外における日本語学習者	250
4	日本語教育が必要な児童生徒	254
5	主な海外への留学先	256
6	海外に在留する日本の子供	258

7	インターナショナルスクール・ 日本人学校・補習授業校	260
8	帰国子女教育（帰国児童生徒）	262
9	高等学校等の国際交流	264
10	内なる国際化と国際理解教育	266

VII 世界で進む教育改革 269

1	今後の社会で求められる資質・能力 （コンピテンシー）	270
2	世界の教育制度と教育改革	274
3	主要教育指標の国際比較	278
4	OECD 生徒の学習到達度調査： PISA	280
5	IEA 国際数学・理科教育動向調査： TIMSS	284
6	OECD 国際教員指導環境調査： TALIS	286
7	OECD 国際成人力調査：	

	PIAAC	288
8	教育改革の「成績表」〔アメリカ〕	290
9	学校の「成績表」〔イギリス〕	292
10	学校の「成績表」〔アメリカ〕	294
11	チャーター・スクール〔アメリカ〕	296
12	英才教育システム〔アメリカ〕	298
13	持続可能な開発目標（SDGs）と 教育改革	300
14	インクルーシブな教育	304
15	非識字率・就学率・児童労働	306

VIII 財政と教育 311

1	国の教育予算	312
2	文部科学省予算	314
3	国の財政に占める文部科学省予算	316
4	地方行財政の教育予算	318

5	学校教育費	320
6	私立学校財政	322
7	子供の教育費	324

●	データ一覧	327
---	-------	-----

4 いじめ

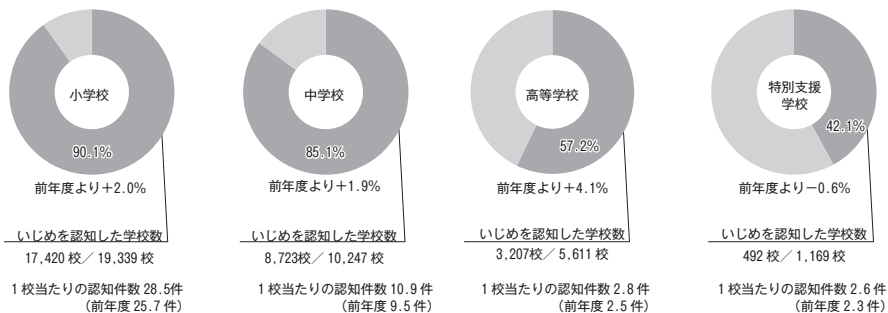
「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている（いじめ防止対策推進法第2条第1項（2013年9月28日施行））。

文部科学省は、児童生徒の問題行為等について、事態をより正確に把握し、指導の一層の充実を図るため、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を行っている。調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行われている。また発生場所については、学校の内外を問うていない。

2022年度調査によると、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、68万1948件（前年度61万5351件）となり、過去最多となった（図Ⅲ-4-1、2）。一方で、警察へ相談・通報した件数は、2014件（0.3%）である（表Ⅲ-4-1）。いじめの発見のきっかけは、国・公・私立のいずれの学校種別においても「学校の教職員等が発見」のうち「アンケート調査など学校の取組」による発見が、最も多くなっている（表Ⅲ-4-2）。また、いじめの態様では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、国・公・私立いずれの学校種別でも構成比のおおよそ過半数を超え、最多となっている（図Ⅲ-4-3）。

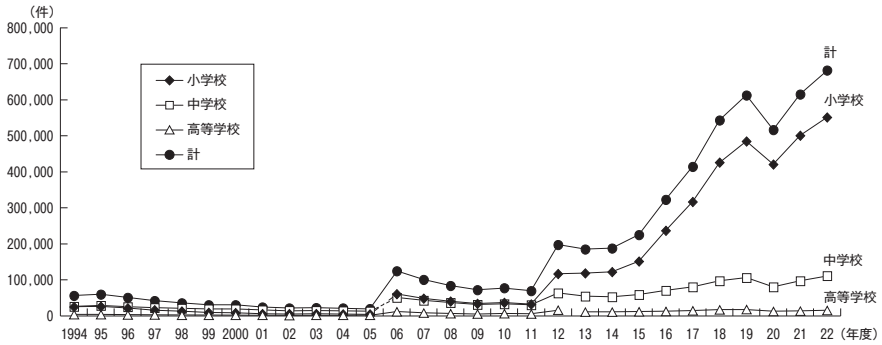
いじめ防止対策推進法第28条第1項は、「重大事態」を定義している（表Ⅲ-4-3）。2022年度調査において、いじめの重大事態の件数は923件であり、前年度に比べ217件（30.7%）増加し過去最多となった。

図Ⅲ-4-1 いじめを認知した学校数—国・公・私立計—



2022年度調査では、認知件数・重大事態件数は、いずれも過去最多となった。これらは、いじめ防止対策推進法やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことによる影響が推察される。いじめの対応・解決においては、スクールカウンセラーや地域・外部機関の活用、犯罪行為として認められる場合には早期に警察に相談・通報するなど、関係機関との連携がより一層求められる。(外池彩萌)

図Ⅲ-4-2 いじめの認知（発生）件数の推移—国・公・私立計—



- 注1：1993年度までは公立小・中・高等学校を調査。1994年度からは特殊教育諸学校、2006年度からは国私立学校を含める。
- 注2：1994年度及び2006年度に調査方法等を改めている。
- 注3：2005年度までは発生件数、2006年度からは認知件数。
- 注4：2013年度からは高等学校に通信制課程を含める。
- 注5：小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

表Ⅲ-4-1 警察に相談・通報した件数

		認知件数		うち、警察に相談・通報した件数		比率		
		C		D		D/C		
		(件)	(件)	(件)	(件)	(%)	(%)	
小学校	国立	4,166	6	6	0.1			
	公立	545,958	551	551	0.1			
	私立	1,820	8	8	0.4			
	計	551,944	565	565	0.1			
中学校	国立	821	6	6	0.7			
	公立	108,335	1,060	1,060	1.0			
	私立	2,248	35	35	1.6			
	計	111,404	1,101	1,101	1.0			
高等学校	国立	24	0	0	0.0			
	公立	12,179	274	274	2.2			
高等学校	私立	3,365	48	48	1.4			
	計	15,568	322	322	2.1			
	特別支援学校	国立	99	0	0	0.0		
		公立	2,928	26	26	0.9		
私立		5	0	0	0.0			
計	3,032	26	26	0.9				
合計	国立	5,110	12	12	0.2			
	公立	669,400	1,911	1,911	0.3			
	私立	7,438	91	91	1.2			
	計	681,948	2,014	2,014	0.3			

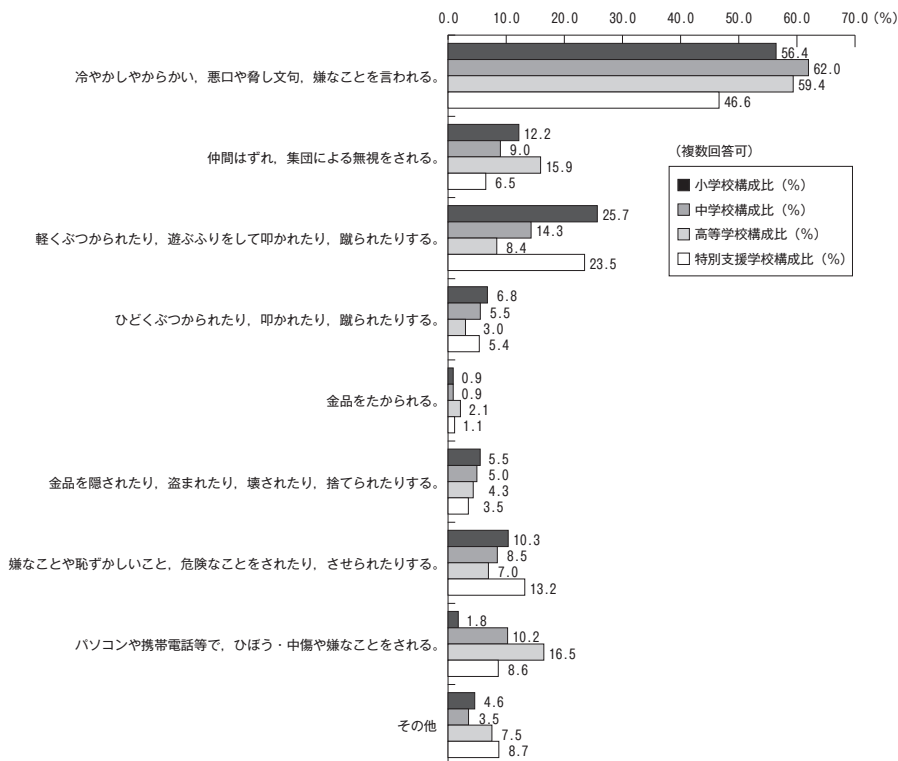
表Ⅲ-4-2 いじめの発見のきっかけ

		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
		件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
国立	(A) 学校の教職員等が発見	3,045	73.1	394	48.0	7	29.2	85	85.9	3,531	69.1
	(1)学級担任が発見	518	12.4	50	6.1	4	16.7	23	23.2	595	11.6
	(2)学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	145	3.5	41	5.0	0	0.0	3	3.0	189	3.7
	(3)養護教諭が発見	12	0.3	19	2.3	0	0.0	0	0.0	31	0.6
	(4)スクールカウンセラー等の相談員が発見	27	0.6	1	0.1	0	0.0	0	0.0	28	0.5
	(5)アンケート調査など学校の取組により発見	2,343	56.2	283	34.5	3	12.5	59	59.6	2,688	52.6
	(B) 学校の教職員以外からの情報により発見	1,121	26.9	427	52.0	17	70.8	14	14.1	1,579	30.9
	(6)本人からの訴え	450	10.8	262	31.9	11	45.8	3	3.0	726	14.2
	(7)当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	508	12.2	99	12.1	4	16.7	6	6.1	617	12.1
	(8)児童生徒(本人を除く)からの情報	129	3.1	45	5.5	2	8.3	0	0.0	176	3.4
	(9)保護者(本人の保護者を除く)からの情報	28	0.7	17	2.1	0	0.0	5	5.1	50	1.0
	(10)地域の住民からの情報	4	0.1	2	0.2	0	0.0	0	0.0	6	0.1
	(11)学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	1	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	2	0.0
(12)その他(匿名による投書など)	1	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	2	0.0	
(C) 計		4,166	100.0	821	100.0	24	100.0	99	100.0	5,110	100.0
公立	(A) 学校の教職員等が発見	363,897	66.7	55,197	51.0	6,337	52.0	1,972	67.3	427,403	63.8
	(1)学級担任が発見	52,689	9.7	10,270	9.5	532	4.4	695	23.7	64,186	9.6
	(2)学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	7,703	1.4	7,409	6.8	440	3.6	150	5.1	15,702	2.3
	(3)養護教諭が発見	1,219	0.2	731	0.7	109	0.9	5	0.2	2,064	0.3
	(4)スクールカウンセラー等の相談員が発見	655	0.1	263	0.2	45	0.4	5	0.2	968	0.1
	(5)アンケート調査など学校の取組により発見	301,631	55.2	36,524	33.7	5,211	42.8	1,117	38.1	344,483	51.5
	(B) 学校の教職員以外からの情報により発見	182,061	33.3	53,138	49.0	5,842	48.0	956	32.7	241,997	36.2
	(6)本人からの訴え	94,443	17.3	29,483	27.2	3,811	31.3	603	20.6	128,340	19.2
	(7)当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	62,111	11.4	15,452	14.3	1,242	10.2	185	6.3	78,990	11.8
	(8)児童生徒(本人を除く)からの情報	17,390	3.2	5,931	5.5	580	4.8	102	3.5	24,003	3.6
	(9)保護者(本人の保護者を除く)からの情報	6,748	1.2	1,808	1.7	150	1.2	38	1.3	8,744	1.3
	(10)地域の住民からの情報	326	0.1	121	0.1	3	0.0	0	0.0	450	0.1
	(11)学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	757	0.1	204	0.2	27	0.2	23	0.8	1,011	0.2
(12)その他(匿名による投書など)	286	0.1	139	0.1	29	0.2	5	0.2	459	0.1	
(C) 計		545,958	100.0	108,335	100.0	12,179	100.0	2,928	100.0	669,400	100.0
私立	(A) 学校の教職員等が発見	1,056	58.0	1,171	52.1	1,910	56.8	4	80.0	4,141	55.7
	(1)学級担任が発見	131	7.2	156	6.9	199	5.9	0	0.0	486	6.5
	(2)学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	31	1.7	53	2.4	65	1.9	0	0.0	149	2.0
	(3)養護教諭が発見	7	0.4	9	0.4	17	0.5	0	0.0	33	0.4
	(4)スクールカウンセラー等の相談員が発見	4	0.2	2	0.1	6	0.2	0	0.0	12	0.2
	(5)アンケート調査など学校の取組により発見	883	48.5	951	42.3	1,623	48.2	4	80.0	3,461	46.5
	(B) 学校の教職員以外からの情報により発見	764	42.0	1,077	47.9	1,455	43.2	1	20.0	3,297	44.3
	(6)本人からの訴え	441	24.2	593	26.4	986	29.3	0	0.0	2,020	27.2
	(7)当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	231	12.7	324	14.4	284	8.4	1	20.0	840	11.3
	(8)児童生徒(本人を除く)からの情報	42	2.3	104	4.6	131	3.9	0	0.0	277	3.7
	(9)保護者(本人の保護者を除く)からの情報	49	2.7	49	2.2	41	1.2	0	0.0	139	1.9
	(10)地域の住民からの情報	0	0.0	1	0.0	2	0.1	0	0.0	3	0.0
	(11)学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	0	0.0	3	0.1	5	0.1	0	0.0	8	0.1
(12)その他(匿名による投書など)	1	0.1	3	0.1	6	0.2	0	0.0	10	0.1	
(C) 計		1,820	100.0	2,248	100.0	3,365	100.0	5	100.0	7,438	100.0
合計	(A) 学校の教職員等が発見	367,998	66.7	56,762	51.0	8,254	53.0	2,061	68.0	435,075	63.8
	(1)学級担任が発見	53,338	9.7	10,476	9.4	735	4.7	718	23.7	65,267	9.6
	(2)学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	7,879	1.4	7,503	6.7	505	3.2	153	5.0	16,404	2.4
	(3)養護教諭が発見	1,238	0.2	759	0.7	126	0.8	5	0.2	2,128	0.3
	(4)スクールカウンセラー等の相談員が発見	686	0.1	266	0.2	51	0.3	5	0.2	1,008	0.1
	(5)アンケート調査など学校の取組により発見	304,857	55.2	37,758	33.9	6,837	43.9	1,180	38.9	350,632	51.4
	(B) 学校の教職員以外からの情報により発見	183,946	33.3	54,642	49.0	7,314	43.0	971	32.0	246,873	36.2
	(6)本人からの訴え	95,334	17.3	30,338	27.2	4,808	30.9	606	20.0	131,086	19.2
	(7)当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	62,850	11.4	15,875	14.2	1,530	9.8	192	6.3	80,447	11.8
	(8)児童生徒(本人を除く)からの情報	17,561	3.2	6,080	5.5	713	4.6	102	3.4	24,456	3.6
	(9)保護者(本人の保護者を除く)からの情報	6,825	1.2	1,874	1.7	191	1.2	43	1.4	8,933	1.3
	(10)地域の住民からの情報	330	0.1	124	0.1	5	0.0	0	0.0	459	0.1
	(11)学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	758	0.1	208	0.2	32	0.2	23	0.8	1,021	0.1
(12)その他(匿名による投書など)	288	0.1	143	0.1	35	0.2	5	0.2	471	0.1	
(C) 計		551,944	100.0	111,404	100.0	15,568	100.0	3,032	100.0	681,948	100.0

注1:「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するもの一つ選択している。

注2:構成比は、国公立それぞれ「計(C)」における割合。(1)~(5)の構成比の合計は(A)の構成比に等しい。(B)と(6)~(12)も同様。

図Ⅲ-4-3 いじめの態様別状況



表Ⅲ-4-3 「重大事態」の発生校数及び発生件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数 (校)	363	337	141	3	844
重大事態発生件数 (件)	390	374	156	3	923
うち、第1号	162	187	96	3	448
生命	25	36	15	0	76
身体	33	38	14	1	86
精神	84	104	57	2	247
金品等	20	9	10	0	39
うち、第2号	279	247	91	0	617

注：いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
 第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて疑いがあると認めるとき」

出典：すべて「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省、2023年）

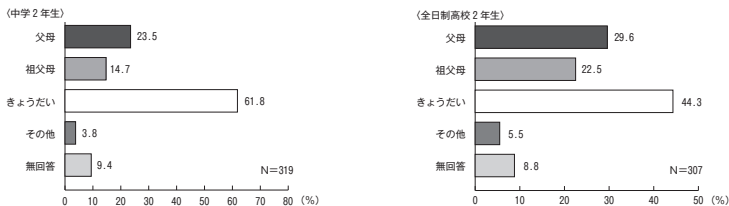
近年、「ヤングケアラー」の存在が問題視され始めた。日本ではヤングケアラーについての法令上の定義は存在していないものの、非営利法人である日本ケアラー連盟においては、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」と定義付けられている。

ヤングケアラーの実態把握は端緒についたばかりである。ここでは、2020～21年にかけて全国の公立中学校2年生・高等学校2年生を対象に実施された実態把握調査をみていく。これによれば、「世話をしている家族がいる」と回答した中学生は全体の5.7%、全日制高校生は4.1%となっており、中高生ともにきょうだいの世話を担う者が多い(図Ⅲ-19-1)。また、「世話を一緒にしている人」について、中高生ともに「母親」とする回答が半数を超えるものの、中学生では9.1%が、全日制高校生では11.4%が「自分のみ」と回答している。

なお、世話をしている家族がいる生徒の中で自分自身をヤングケアラーと自覚する者は中学生で16.3%、全日制高校生で15.0%であった。加えて、ヤングケアラーの認知度の低さも浮き彫りとなっている(図Ⅲ-19-2)。このことから、一定数の子供が自覚のないままにケアの役割を引き受けている可能性がうかがえる。

また、家族の世話を担うことのきつさについては、中高生ともに半数以上が「特にきつさを感じていない」とするものの、精神的なきつさや時間的余裕のな

図Ⅲ-19-1 世話をしている家族の内訳

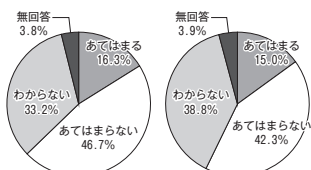


注：世話をしている家族の内訳は複数回答。

図Ⅲ-19-2 ヤングケアラーについての自覚と認知度

■ヤングケアラーの自覚：自分はヤングケアラーにあてはまると思うか

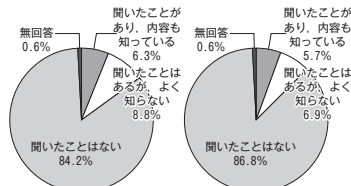
【中学2年生】N=319 【全日制高校2年生】N=307



■ヤングケアラーの認知度

【中学2年生】N=5,558

【全日制高校2年生】N=7,407



注：「ヤングケアラーの自覚」は世話をしている家族がいると回答した者における内訳であり、「ヤングケアラーの認知度」は全数における内訳である。

さを感じている生徒も一定数存在した（図Ⅲ-19-3）。しかしながら、世話をしている家族がいる生徒のうち、世話について他者に相談した経験が「ない」者は、中学生で67.7%，全日制高校生で64.2%であり，中高生ともに「誰かに相談するほどの悩みではない」や「相談しても状況が変わるとは思わない」を理由とする者が多かった（図Ⅲ-19-4）。

家族の世話をしている子供のうち特に誰を「ヤングケアラー」とするか、また、ケアを困難としてのみ捉えるかについては議論の余地がある。しかしながら、彼・彼女らが、引き受けているケアの役割とその苦勞に無自覚なままに、あるいはつらさを感じているにもかかわらず、他者に相談できず孤立した状態に陥ることを避けるためには、家族の枠を超えて学校や地域において支援機会を担保する必要がある。（吉川美希）

〔参考文献〕『子ども介護者－ヤングケアラーの現実と社会の壁－』（濱島淑恵，2021年，KA-DOKAWA）

図Ⅲ-19-3 世話のきつさと世話のためにやりたくてもできないこと

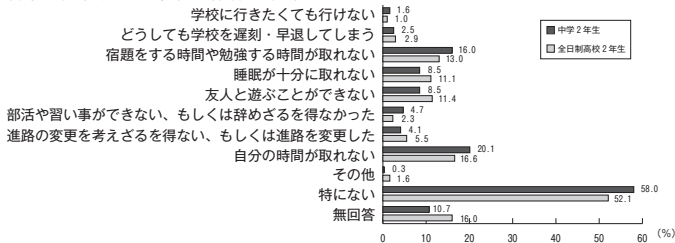
■世話をすることに感じているきつさ（複数回答）

（単位：%）

	調査数 (N =)	身体的にきつい	精神的にきつい	時間的余裕がない	特にきつさは感じていない	無回答
中学2年生	319	6.6	15.0	16.0	60.5	13.2
全日制高校2年生	307	6.5	19.9	16.9	52.1	16.0

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと（複数回答）

〈中学2年生〉(N=319)、〈全日制高校2年生〉(N=307)

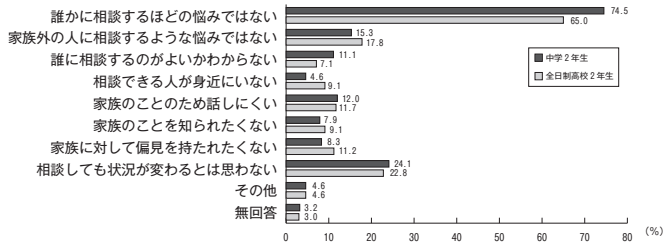


注：世話をしている家族がいると回答した者への質問項目。

図Ⅲ-19-4 世話について相談したことがない理由

世話について相談したことがない理由（複数回答）

〈中学2年生〉(N=216)、〈全日制高校2年生〉(N=197)



注：世話について相談した経験が「ない」と回答した者への質問項目で、複数回答。

出典：すべて「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング，2021年）（＝厚生労働省と文部科学省の連携による委託事業）